

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る 生活交通の確保に関する条例」について

平成 22 年 3 月 第 1 回福岡市議会（定例会）において議員提案条例として成立

平成 22 年 3 月 29 日公布・平成 22 年 12 月 28 日施行

○ 条例の概要

<目的> （第 1 条）

- ・市民、市民団体、市及び公共交通事業者の役割の明示
- ・市の生活交通の確保に関する施策を定めることによる
- ・市民、市民団体及び公共交通事業者による主体的な取組の促進

→ **生活交通の確保**

<役割> （第 3 条～第 7 条）

	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通施策とまちづくりその他の施策との一体的な推進 ・市民等、公共交通事業者への情報提供かつわかりやすい説明
市民等 (市民・市民団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の生活交通施策の共働 ・社会的役割の自覚と団体相互の連携（市民団体のみ） <p>(※居住・活動する地域に係る生活交通の確保のための取組へ参画する権利を有する)</p>
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的役割の自覚と市の生活交通施策の尊重、最大限の配慮 ・市、市民等への積極的な情報提供
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な交通ネットワークの維持・拡大を図り人の移動の連続性を確保 ・相互の情報交換と協力関係の構築

※ 生活交通施策：公共交通空白地等及び移動制約者の生活交通を確保するために必要な施策

<施策> （第 8 条～第 10 条）

1) 生活交通特別対策区域の指定

市長は、公共交通空白地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を、「福岡市地域公共交通会議」の意見を聴いた上で「生活交通特別対策区域」に指定。

【定義】「公共交通空白地等」… 次のいずれかに該当する地域

- ア 公共交通空白地 バス停から概ね 1km 以上離れ、鉄道駅から概ね 1km 以上離れた地域
- イ 公共交通不便地 バス停から概ね 500m 以上離れ、鉄道駅から概ね 1km 以上離れた地域
- ウ 公共交通不便地に準ずると市長が認める地域
- エ バス・鉄道路線の廃止等に伴いア～ウの地域になるおそれのある地域

2) 生活交通特別対策区域における支援

市は、「生活交通特別対策区域」において、予算の範囲内で、生活交通の確保のために必要な支援を行う。

○ 関連規則

条例施行にあたり必要となる規則を平成22年12月28日に施行した。

「福岡市地域公共交通会議規則」

(内容：福岡市地域公共交通会議の組織・運営に関して必要な事項)

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例第9条第3項の規定による告示に関する規則」

(内容：生活交通特別対策区域の指定・変更・解除の告示に関する手続き)

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例の施行期日を定める規則」

(内容：条例の施行期日)